

議案第 37 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

廃止路線調書

番号	路線名	起終点(番地先)		幅員(m)	延長(m)
1	市道 3325 号線	起点	守谷市松並字沼崎 1807－1	6	345.50
		終点	守谷市松並字沼崎 5223		
2	市道 3799 号線	起点	守谷市松並字沼崎 1776－2	2.7	128.80
		終点	守谷市松並字沼崎 1805－1		

市道廃止略図



提案理由（議案第 37 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、つくばエクスプレス総合基地拡張整備事業に伴う造成工事区域内に含まれる当該路線の認定を廃止するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。